

公益信託認可ガイドライン案への意見（第6回施行準備研究会）

意見者	項目	意見等
【林参与】	＜第2章P3＞ 第1節第1公益事務とは	⑥の「公益信託としての特徴」という表現が不明確ではないか、適切か。 本文の内容は、営利企業等が実施している事業と類似する公益事務について、公益事務として公益信託で行う意味があるかに関するものであり、それとしては理解でき、P14下6行目以下ともかかわるところであるが、「公益事務としての特徴」とは何か。公益事務の要件を満たしていても、「公益事務としての特徴」がないとして、不認可にすることがあることか、それが妥当か、「公益事務としての特徴」の判断基準が不明確で、実質的に認可でなく、許可を内容とするものにならないか。 なお、文章の構成、何処に書くかの問題ではあるが、この書き方では、「あわせて」からの段落が、⑥に関わるものか、⑤に関わるものか、一見して明確ではないのではないかと。（同種の記載が、他のか所にもある）

【林参与】	<第2章P3> 第1節第1公益事務とは	注3 は不要ではないか。 本文の内容は、営利企業等が実施している事業と類似する公益事務について、公益事務として公益信託で行う意味があるかに関するものであり、それとしては理解できるが、 そこでは、公益信託と他の法形式との比較で、公益信託を使用する必要はないとの問題ではなく、注3は、公益信託は可能な限り使わない方がよいと述べているとの誤解を与えるから、削除すべき
【林参与】	<第2章P4> 第2信託行為及び申請書記載事項	下から9行目 「一方」から始まる段落 趣旨には異論はないが、「遺贈の場合等」の等の範囲は若干不明確か、 なお、遺贈は、信託行為が、遺言による場合の趣旨と思われるが、信託行為は、契約、遺言、に限られる。
【林参与】	<第2章P5> 第2信託行為及び申請書記載事項	下から6行目 「受益者の義務」の受益者は誤記と思われる。受益対象者が正確か。 公益信託には受益者は無いから、受益者の言葉は使用できない。 法制審では受給者としていたが、ガイドラインではどう表現するのが妥当か、再度確認したほうがよいのではないか。

【林参与】	＜第２章Ｐ７＞ ①公益事務の目的	この項目は、公益信事務の目的に関するものであるが、 ガイドラインに「公益信託の目的」の記述に関する部分はないのか、 公益信託の目的に、「のみ」が無くても、（公益法人とは異なるのは当然の前提だから）信託行為から、公益事務のみを行うことが明らかであれば、認可すべきであって、その旨を触れるべき
【林参与】	＜第２章Ｐ８＞ ②公益事務の概要	上から４つ目の○ 「事業を受託により行う場合」が、林には不明確でした。 具体的に、公益信託の受託者が行う事業として、他者から受託をする事業を行うという趣旨か、公益信託で、委託者から信託財産を受託したものが、そのような事業をすることは想定できるのか、
【林参与】	＜第２章Ｐ８＞ ②公益事務の概要	上から４つ目の○ 「補助金等が交付されている場合」について 公益信託の受託者が補助金を受領すること自体は否定されないとは考えるが、信託行為で抛出される信託財産以外に、公益事務の実施について、補助金がどのような位置づけになるか。なお明確にした方がよいのではないか。補助金に依存すると補助金を受領できなくなれば、信託

		目的の達成が不可能になり、公益信託が終了するから、公益信託の継続性を考えたときには、補助金のみを原資とする事業計画では、認可は難しいと思われるから。
【林参与】	<第2章P9 P11> ④受益対象者の義務・受益の条件について	ここでいう受益対象者とは何か、なお確認し、明確にした方がよいのではないか。 受給者の趣旨か。少なくとも受益者ではないことは明らかではあるが。 信託法上、受益者には信託行為で義務を課することはできないが、受益対象者に条件を課することはどのような場合か、また義務を課するのはどのような場合か。 助成金や奨学金の受給者とは異なるか、受給者にも義務を課することは信託法上可能なのか、 受益対象者には、複数の者が含まれる趣旨か、 美術品を信託財産として、美術館のようなものを行うとして、一定の拝観料を取ることは許されるべきことではあるが。
【林参与】	<第2章P17> (5) 公益事務の合当	一つ目の○

	目的性の確保の取り組みについての確認事項	「なお」から始まる段落で、「を除き」の後に「合議制機関の設置に寄り、専門性・公正性を確保することが必要である。」は、修正をすべき。 この記述では、合議制機関の設置が原則であるとの誤解を与え、公益信託法が合議制機関を必置としなかったことに反する結果を導く恐れがある。 「受託者の理事会や既存組織の構成に係る説明(第2章第1節第2(2)⑤ア参照)」でも、合議制機関を必置とはしていない。事業に求められる専門性や公正性が確保されるかどうかが重要であり、受託者の組織構成を踏まえて合議制機関が無くてもと。事業に求められる専門性や公正性が確保され、判断できるのであれば足りる。 むしろ、注17は、本文に記載して、こうした判断が原則である旨を明記し、合議制機関の存在は事業に求められる専門性や公正性が確保されるかの判断に考慮される事情である旨を明記すべき。
【林参与】	<第2章P17> (5) 公益事務の当目的性の確保の取り組みについての確認事項○ ○について	一つ目の○の下から2行目 「勘案しつつ、に委託者」の「に」は誤記
【林参与】	<第2章P18> ①飲食・パーティー	2つ目の○ 2行目 公益法人 ⇒ 公益信託 の誤記か

【林参与】	②「寄付」（導管寄付）	この項目の一つ目に記載されていること自体には異論はないが、 ここでいう寄付は、委託者として、信託財産を信託行為によって信託譲渡することか、成立した公益信託の受託者が、贈与として寄付を募ることか、両方を含む趣旨か、区別を明確にした方がよいのではないか。 そもそも、信託財産が極僅かで、専ら信託成立後の寄付に依存する公益信託が、事業計画性があると認めがたい、 寄付が見込み通りに集まらなかった場合には（P19 のエ）、本来は、信託目的達成不能として、信託は終了させるべきことにあるとも思われる。エには、その旨を明記すべきと考える。それを前提に適切な対応とは何か、具体的に記載したほうがよい。 本来、寄付が無くても、公益事務が実施できる事業計画をもって、公益信託が認可されるべきである。
【林参与】	<第2章P20> 第5 監督に当たって特に考慮すべき事項	一つ目の○ 3行目 「法人の解釈を十分に尊重し」の「法人」は誤記か、誤記であれば、この表現も修正が必要では。
【林参与】	<第2章P20> （1）公益信託の目的について	3行目 「不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る」は、林には趣旨が不明であった。あるいは誤記か？

		公益信託の目的は、不特定多数の者の利益の増進に資するものでなければならないはずだから
【林参与】	<第2章P20> (3) 受益の機会について	2行目 「受益の機会を特定の者や集団に限ることが不合理なものであってはならない。」は、正確には、 「受益の機会を特定の者や集団に限ることが<u>ある場合には、それが</u>不合理なものであってはならない。」の方がより正確わかりやすいか。
【林参与】	<第2章P21> (4) 受益対象者の義務・受益の条件について	受益対象者に義務を課することの問題点については、 上記P5、P9及びP11について、指摘したところと同旨
【林参与】	<第2章P21> 第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ	2つめの○1行目 Kれ は、誤記
【林参与】	<第2章P21> 第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ	公益認定等ガイドラインにおける19種類のチェックポイントについて、それ自体に異論を述べるものではないが、公益信託にそのまま引用してよいかは、なお慎重に検討した方がよいのではないか。

		公的認定等ガイドラインの引き写しではなく、今後実施されるアンケートの結果を踏まえて、追記を検討したほうがよいのではないか。
【林参与】	＜第２章＞ （その他）	「営利企業等が行う事業と類似する公益事務」や「公益事務の実施による不利益」といった表現が複数見られたが、具体的にどのような範囲を示すものか分かりにくいので、より明確にした方がよい。